○文部科学省令第三十九号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに企画官） **第九条**　政策課に、政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに企画官一人を置く。 ２～８　［略］ ［項を削る。］ ９　［略］	（政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに調査官及び企画官） **第九条**　政策課に、政策推進室及びサイバーセキュリティ・情報化推進室並びに調査官及び企画官それぞれ一人を置く。 ２～８　［同上］ ９　調査官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての調査並びに企画及び立案に参画する。 10　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○文部科学省令第四十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、七三二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一一八人	
文化庁	三〇一人	
合計	二、一五一人	

区分	定員	備考
本省	一、七三四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一一八人	
文化庁	三〇一人	
合計	二、一五三人	

附　則

１　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

２　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一、七五二人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。